



JAL不当解雇撤回ニュース

No.283号 2013.06.04
発行:JAL解雇撤回国民共闘事務局
連絡先:航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田5-11-4
フェニックスビル内
TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.co>

裁判所は、憲法を十二分に活用し 首切りの横行に、法のブレーキを！

裁判所の不当判決が続く中、「首切り自由を容認する司法反動は許さない」という一点で、去る5月15日、「霞が関大行動」が行われました。裁判所の包囲行動には700名が参加しましたが、裁判所への請願行動でも、2300通を超える請願書が提出されました。嘆願書を提出した一人の女性が、筆で書かれた嘆願書の写しを原告に届けて下さいましたので紹介致します。(題字は事務局作成)

大竹たかし裁判長殿
謹啓

客室乗務員裁判の件で上告致します。

5月3日憲法記念日には、毎年9条書写をいたしておりますが、今年憲法改定の手続法の変更が話題になっており、9条だけでなく、いろいろな条文を書いてみようと、前文・9・11・13・14・19・20・21・24・25・96・97・99と、目に止まった条文を書写致しました。

以前から心にかけておりました日本航空の不当解雇、労働者の使い捨ては、その企業のみか国力の減少をもたらすと考えておりましたが、4月25日号の救援新聞で読んだばかり。

この書写している憲法が十全に機能していれば救済されるはずと意を強くしました。

この新聞に書かれているように、交通を支える方たちが、評価を恐れて、病気を押して乗務なさるようなことになれば、私共利用者も不利益を蒙ることとなります。

実際私事でございますが、日航の労働問題がおこりました頃、沖縄に参る用事があり用意されたキップがJALの為、遺書を記して出掛けたことを思い出します。

国民を権力から守る憲法を十二分に活用されまして、不必要的誠意の横行に法のブレーキをおかけ下さいますようお願い申し上げます。

敬具

5月3日

權啓

審査奉務員裁判の件が上告になります
毎年三月憲法記念日には毎年九条書字を
行ないます。今年憲法改定の手続
法の変更が話題となりました。九条には
「うくな条文と書じてあります」と前文、九、
十、十三、十四、十九、二十一、二十四、二十五、
九十六、九十七、九十九と眼に止む条文を
書字いたしました。

以前から心にかけていた日本航空の不当
解雇労働者の便り拾てその企業の日本
国力の減少ともなじます。考えみます。然
而月二十五日の救援新聞を読んだだけ
この書字として憲法が完全に機能する本
敗局を心に置き意を強くいたしました。

この新聞に書字してあるように交通を支
える六便り評価を過れて病氣を押す
乗務する事になりました。本は和共
利用者も不利益を蒙る事になります
実際私事でござりますが、日航の労働
問題が如何にまた项坤醜に參る
用事もあり用意しました。モアードの脇
遺書と書いてお掛けでござる思ひを
ます。

國民と權力が護る憲法をすこしに
活用をすこしで不足要な敵の横行に
法のズレキとあわてておらずお頼
申上げます

敬具

大竹哲也 裁判長

五月三日